

(第72号議案)

中野区空家等の適切な管理、利用及び活用の推進に関する条例について

1 条例制定の目的

適切な管理が行われていない空家等の存在が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に影響を及ぼしていることから、「空家等対策の推進に関する特別措置法」(以下、「空家法」という。)に定める規定を前提とした上で、区独自の空家等に対する対策規定として条例を定め、区の実情に応じた空家等対策の推進を図る。

2 条例制定の効果

空家法とともに、本条例を適切に運用することにより、空家等が管理不全な状態のまま放置されることを防止し、区民の生命、身体及び財産の保護並びに良好な地域社会の実現が図られるなど、効果的・効率的な空家等対策の実施が可能となる。

3 経緯

平成29年2月～	中野区空家等対策審議会設置、審議会における議論
平成30年3月	中野区空家等対策審議会からの答申
6月	条例に盛り込むべき基本的な考え方(案)のとりまとめ及び区民との意見交換会開催
7月	区民との意見交換会の結果について建設委員会報告及びパブリック・コメント実施(7月11日～31日)
8月	パブリック・コメント実施結果について建設委員会報告